

第1号議案：公認心理師法の成立を踏まえた当会の運営方針の件

このたびの公認心理師法（以下「法」という。）の成立を踏まえ、当会の運営方針を次のとおり定める。

【運営方針】

当会がこれまでに培ってきた社会的な信頼と実績に基づき、より一層社会の負託に応え、社会的使命を果たす心理専門職の職能団体となるべく、時機に応じて当会定款を変更し、公認心理師を含む心理専門職の職能団体となる方向を目指す。

【定款変更事項】

- 1 法人名を「一般社団法人日本公認心理師協会」に改称する。
- 2 正会員に「公認心理師」を加える。
- 3 上記に付随する事項（公益目的事業、資格喪失等）を変更する。

【定款変更理由】

- 1 臨床心理士が臨床心理職の国家資格化を目指して創設された歴史的経緯を踏まえ、国家資格創設後も、当会が20年余の長きにわたり培ってきた社会的な信頼と実績に基づき、公認心理師を含む心理専門職の職能団体として、社会の負託に応える。
- 2 法第2条に定める公認心理師の定義【注1】は、まさに臨床心理士である当会会員がこれまで携わってきた業務に他ならず、当会が公認心理師を含む心理専門職の職能団体としての役割を主体的に担うことにより、社会的使命を果たす。
- 3 衆参両委員会における法案可決の際の附帯決議の第1【注2】において、臨床心理士をはじめとする心理専門職の尊重や心理に関する支援を要する者等への配慮が示されており、法の施行に際し、当会の長年の実績に基づく専門性を十分に発揮することにより、同決議を真に実効性のあるものとする。

【注1】

第2条 この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

【注2】

- 1 臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。

一般社団法人日本臨床心理士会 定款 変更案 新旧対照表

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(名称) 第1条 本会は、一般社団法人日本<u>公認心理師協会</u>と称する。</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、一般社団法人日本<u>臨床心理士会</u>と称する。<u>その英文は JAPANESE SOCIETY OF CERTIFIED CLINICAL PSYCHOLOGISTS と表記する。</u></p>
<p>・法人名を「一般社団法人日本公認心理師協会」に改称する。 ・英文表記は、主務官庁による「公認心理師」の英語表記が決定した後に反映する。</p>	

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(目的) 第3条 本会は、<u>公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会</u> (以下「協会」という。)の認定する臨床心理士 (以下「臨床心理士」という。)相互の連携を密にし、<u>公認心理師及び臨床心理士の資質と技能の向上</u>を図り、もって人々の心の健康の保持向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第3条 本会は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会 (以下「協会」という。)の認定する臨床心理士 (以下「臨床心理士」という。)相互の連携を密にし、臨床心理士の資質と技能の向上を図り、もって人々の心の健康の保持向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>・正会員に「公認心理師」を加えることに付随し、会の目的の対象に追加する。</p>	

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(公益目的事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) ～ (6) 同 右 (7) <u>公認心理師及び臨床心理士の資質と技能向上のための研修会等の実施</u> (8) 同 右</p>	<p>(公益目的事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 人々の心の健康と福祉の増進のための支援 (2) 人々の心の健康に関する調査研究 (3) 人々の心の健康に関する普及啓発活動 (4) 人々の心の健康に関する相談支援 (5) 人々の心の健康に関するカウンセラー等の派遣協力 (6) 人々の心の健康に関する刊行物の発行 (7) 臨床心理士の資質と技能向上のための研修会等の実施 (8) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業</p>
<p>・正会員に「公認心理師」を加えることに付随し、公益目的事業 (7) の対象に追加する。</p>	

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(法人の構成員)</p> <p>第6条 本会に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 <u>公認心理師法(平成27年9月16日法律第68号)</u> (以下、「法」という。) 第28条の規定により<u>公認心理師の登録を受けた者又は協会の認定する臨床心理士</u>で第7条の規定により入会した者</p> <p>(2) 同 右</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第6条 本会に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 協会の認定する臨床心理士で第7条の規定により入会した者</p> <p>(2) 団体会員 都道府県臨床心理士会たる団体で第7条の規定により入会したもの</p>
<p>・正会員に「公認心理師」を加える。</p>	

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。</p> <p>(1) 同 右</p> <p>(2) <u>法第32条第1項又は第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき</u></p> <p>(3) <u>法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき</u></p> <p>(4) <u>臨床心理士資格を喪失したとき</u></p> <p>(5) <u>総代議員が同意したとき</u></p> <p>(6) <u>2年分以上会費を滞納したとき</u></p>	<p>(資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。</p> <p>(1) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき</p> <p>(2) <u>臨床心理士資格を喪失したとき</u></p> <p>(3) <u>総代議員が同意したとき</u></p> <p>(4) <u>2年分以上会費を滞納したとき</u></p>
<p>・正会員に「公認心理師」を加えることに付随し、「公認心理師」の会員資格喪失の規定を追加する。</p>	

新 (変更案)	旧 (現行)
<p>(義務)</p> <p>第12条 同 右</p> <p>2 会員は、「倫理規程」「倫理綱領」を遵守しなければならない。</p>	<p>(義務)</p> <p>第12条 正会員は、法人法第27条に定める経費に充てるため、代議員会で定める会費を納めなければならない。</p> <p>2 会員は、<u>代議員会の決議で定める「倫理規程」「倫理綱領」並びに協会の定める「臨床心理士倫理規程」</u>を遵守しなければならない。</p>
<p>・「倫理規程」、「倫理綱領」は制定済み(H21.4.1)であることから、「代議員会の決議で定める」を削除する。 なお、同規程等の改廃は理事会決議に基づき会長が行うことと定めている。</p> <p>・正会員に「公認心理師」を加えることに付随し、当会の規程・綱領の遵守に限定する。</p>	